

(表紙)

令和 年 月 日

館林市長 多田善洋 様

所在地
申請者 法人名
代表者職氏名

印

館林市グループホーム設置運営事業者応募申込書

グループホーム設置運営事業者公募要領に基づき、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

記

1. 応募する地域密着型サービス事業

事業所開設の予定地	〒
事業の種類	
事業開始予定年月日	令和 年 月 日

※事業開始予定年月日は、令和5年4月1日以前とすること。

2. 提出書類

- (1) 応募申込書 (本書)
- (2) 事業計画書 (様式1)
- (3) 地域密着型サービス運営方針説明書 (様式2)
- (4) 誓約書及び役員等名簿 (様式3)
- (5) 資金計画書 (様式4)

3. 担当者連絡先

所属			
担当者氏名		役職	
電話		ファックス	

様式 1

事業計画書

法人	法人名			
	所在地			
	法人の種別	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 医療法人 <input type="checkbox"/> NPO 法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> その他 ()		
事業の種類				
開設予定地				
事業所名(仮称)				
敷地面積		m ²	現況	
土地	所有形態	<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃貸借(予定含む) <input type="checkbox"/> 新規取得 賃貸借の場合 契約期間(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)		
	抵当権	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 抵当権抹消の見込み <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
建物	建築面積	m ²	延床面積	m ²
	構造	造 階		
	特に配慮している点			
	整備内容	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	所有形態	<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 今後取得予定		
	併設施設	<input type="checkbox"/> あり () <input type="checkbox"/> なし		

立地条件	敷地に接する道路	【東側】 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	【西側】 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
		【南側】 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	【北側】 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	道路の状況	【東側】 幅員 _____ m	【西側】 幅員 _____ m
		【南側】 幅員 _____ m	【北側】 幅員 _____ m
	緊急車両等の進入	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能	
上下水道	<input type="checkbox"/> 上水道施設済 <input type="checkbox"/> 上水道工事必要 <input type="checkbox"/> 下水道施設済 <input type="checkbox"/> 下水道工事必要 <input type="checkbox"/> なし（合併浄化槽で対応）		
周辺の環境	<input type="checkbox"/> 住宅地内 <input type="checkbox"/> 住宅地に隣接 <input type="checkbox"/> 住宅地から離れている <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> その他環境 </div>		
着工予定日	令和 年 月 日	竣工予定日	令和 年 月 日

実施予定事業の定員等の計画【(介護予防)認知症対応型共同生活介護】

定員	1ユニット 入居定員 人			
居室数	室			
居室の床面積	1室あたり m ²			
従業者の職種・員数	介護従事者		計画作成担当者	
	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)			
	非常勤(人)			
常勤換算後の人数(人)				
代表者等の概要	代表者	氏名	□専従 □兼務	
		経歴	職務内容	年月～年月
	備考(認知症介護に関する研修の受講歴等)			
※指定を受ける際に必要となる研修を受講していない場合は、今後の予定を記入。				
代表者等の概要	管理者	氏名	□専従 □兼務	
		経歴	職務内容	年月～年月
	備考(認知症介護に関する研修の受講歴等)			
※指定を受ける際に必要となる研修を受講していない場合は、今後の予定を記入。				

	計 画 作 成 担 当 者	氏 名			<input type="checkbox"/> 専従 <input type="checkbox"/> 兼務
		備考（認知症介護に関する研修の受講歴等）			
※指定を受ける際に必要となる研修を受講していない場合は、今後の予定を記入。					
利用者 負担額 (予定)	*入居一時金		円	*食費	円
	*居住費		円	*その他（	）
	*光熱水費		円	（	）
協力医 療機関 名等	名称		主な診 療科目		
	名称		主な診 療科目		

※本様式1に以下の書類を添付すること

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 法人登記簿謄本
- (3) 直近の決算書
- (4) 平面図
- (5) 配置図
- (6) 位置図
- (7) 計画地及び周辺の現況写真
- (8) 利用者負担額算出根拠（任意様式）
- (9) 事業予定地の土地に関する権利関係確認書
 - ※抵当権等が設定されている場合の解約確約書
 - ※借地・借家で設置運営する場合の賃貸確約書
 - ※認知症対応型サービス事業開設者研修修了証の写し（代表者が受けている場合）
 - ※認知症対応型サービス事業管理者研修修了証の写し（管理者が受けている場合）
 - ※認知症介護実践者研修又は認知症介護基礎研修修了証の写し（計画作成担当者が受けている場合）
 - ※介護支援専門員実務研修修了証（登録証明書）の写し（計画作成担当者が受けている場合）

様式2

地域密着型サービス運営方針説明書

1 基本方針に関すること

(1)地域密着型サービス事業所設立趣旨

応募する理由

(2)基本理念

社会福祉を目的とする事業者としての基本理念

2 運営方針に関すること

(1)地域福祉の核となる取組み

地域に開かれた施設としての方策

(2)職員の育成

職員の資質向上のための研修計画

(3)職場環境

職員の処遇改善・健康管理等に対する考え方

(4)利用者の尊厳確保

人権・尊厳（身体拘束廃止等）に対する考え方

(5)利用者確保の見込み

どのような利用者を受け入れる計画か

(6)利用者へのサービス提供

利用者 1 人ひとりへのサービス提供に対する考え方

(7)サービスの質の向上

サービスの質を向上させるための方策

(8)事故防止への対応

事故防止・発生時の対応

(9)衛生管理

感染症・食中毒等の衛生管理に対する考え方

(10)個人情報

個人情報保護に関する方策

(11)苦情処理

苦情に対する解決の仕組み

(12)防災対策

危機管理に対する考え方

(13)虐待防止

虐待防止・虐待対応に関する考え方

(14) 損害賠償の対応方法

事案が発生した場合の対応方法

3 地域密着型としての方針に関すること

(1) 地域との連携

地域住民との連携・ボランティアの受け入れ・地域社会に溶け込む工夫・その他地域連携に対する考えと取組み

(2) 運営推進会議

運営推進会議の設置と運営に対する考え方（メンバー構成・実施方法等）

4 建設予定地の地域代表者（行政区長等）及び隣接地権者等への説明状況

①説明会の実施〔 済み ・ 予定（ 月頃）〕

②同意書の有無〔 有り ・ 無し 〕

③その他〔 〕

様式 3

介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号
の規定に該当しない旨の誓約書

令和 年 月 日

館林市長 多田善洋 様

所在地
名称
申請者 代表者名 印
住所

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【介護保険法第 78 条の 2 第 4 項】

- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。
四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の

十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないことと

することが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

【介護保険法第115条の12第2項】

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第十五条の第十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五

項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

六 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含

み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法

人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

役員等名簿

(ふりがな) 氏名	生年月日	(ふりがな) 住 所	押印
	役職名・呼称	TEL FAX	

備考 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入・押印してください。

様式 4

資 金 計 画 書

(単位：円)

事業費	施設整備費	施設建設費		
		設備整備費		
		設計管理費		
		その他（造成費等）		
	用地取得費等			
	運転資金（※施設等運営費の2か月分）			
	合 計			

資金計画	建築・設備費	借入金	(借入先)		
			(")		
		補助金等	(補助者等)		
			寄附金 (寄附予定者)		
		自己資金			
	用地取得費	借入金	(借入先)		
			(")		
		自己資金			
	運転資金	借入金	(借入先)		
			(")		
		自己資金			

借入金合計		
寄附金合計		
自己資金合計		
補助金等合計		
合 計		

※本様式4に以下の書類を添付すること

- (1) 法人の預金残高証明書
- (2) 建設資金等を借入れる場合は、融資証明書
- (3) 寄附金を見込む場合は、贈与契約書及び贈与者の預金残高証明書